

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 28 日（火）第 399 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課取扱い） 1
 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 1
 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 2
 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 2
 ○県営土地改良事業の計画の決定（農地整備課取扱い） 2
 ○令和 5 年度自衛官の募集（危機管理課取扱い） 3
 ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（2 件）
 （鹿児島地域振興局取扱い） 3
 （始良・伊佐地域振興局取扱い） 4
 ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止（大隅地域振興局取扱い） 4
 ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 4

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則（※）
 （総務福利課取扱い） 4

教 育 委 員 会 告 示

- 会計年度任用職員の報酬について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等の一部
 改正（※）
 （総務福利課取扱い） 6

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 6

県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程

- 鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（※）
 （県立病院課取扱い） 6

告 示

鹿児島県告示第291号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和 5 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
藤崎 真由	県立薩南病院	南さつま市加世田高橋1968-4	内科	令和 5 年 3 月 17 日
海江田 貴憲	えんでん内科クリニック	いちき串木野市東塩田町35番地	内科	令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県告示第292号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定により，指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 5 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションワルツ	肝属郡肝付町新富6672番地1	株式会社ワルツ	肝属郡肝付町新富6674番地2	徳ヶ崎敬子	令和 5 年 2 月 28 日	訪問介護
吉井クリニック	南さつま市加世田村原二丁目2番地7	医療法人吉井クリニック	南さつま市加世田村原二丁目2番地7	吉井 満寛	令和 5 年 4 月 23 日	通所リハビリテーション

鹿児島県告示第293号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により，次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和 5 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションワルツ	肝属郡肝付町新富6672番地1	株式会社ケアンドケイ	肝属郡肝付町新富6674番地4	徳ヶ崎敬子	令和 5 年 3 月 1 日	訪問介護
ストーリー湯田	日置市東市来町湯田2969	学びの杜学園株式会社	日置市伊集院町下谷口1027-74	江口 直美	令和 5 年 3 月 1 日	通所介護

鹿児島県告示第294号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定により，指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 5 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
吉井クリニック	南さつま市加世田村原二丁目2番地7	医療法人吉井クリニック	南さつま市加世田村原二丁目2番地7	吉井 満寛	令和 5 年 4 月 23 日	介護予防通所リハビリテーション

鹿児島県告示第295号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により，土地改良事業県営通作条件整備（一般農道整備樹園地等型）（農道整備）兼久・瀬滝地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 5 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間

令和 5 年 3 月 29 日から同年 4 月 25 日まで

3 縦覧場所

天城町役場農地整備課

鹿児島県告示第296号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和5年度第2・3・4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 募集種目

- (1) 男子
自衛官候補生
- (2) 女子
自衛官候補生

2 募集期間

- (1) 男子
令和 5 年 4 月 1 日から同年 6 月 2 日まで
- (2) 女子
令和 5 年 4 月 1 日から同年 6 月 2 日まで

3 試験期日

- (1) 筆記試験（WEB試験）
令和 5 年 6 月 5 日から同月 11 日まで
- (2) 口述試験及び身体検査
令和 5 年 6 月 10 日から同月 11 日まで

4 応募年齢

令和 6 年 4 月 1 日において 18 歳以上
令和 6 年 6 月 30 日において 33 歳未満の者

5 試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町17番3号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑266番49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎（国）及び委託病院
大島郡徳之島町亀津7203番地	徳之島町役場及び委託病院
薩摩川内市冷水町字上床539番地2	（予備：陸上自衛隊川内駐屯地）

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

鹿児島地域振興局告示第3号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 5 年 3 月 28 日

鹿児島地域振興局長 中野功久

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
すかいきつず	日置市東市来町湯田2789	株式会社K-S T A G E	埼玉県八潮市中 央四丁目4番地	北山 義久	令和 5 年 3 月 15 日	児童発達 支援・放

			6			課後等デ イサービ ス
--	--	--	---	--	--	-------------------

始良・伊佐地域振興局告示第 8 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 5 年 3 月 28 日

始良・伊佐地域振興局長 米盛幸一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ビジョンステップはなまる	始良市加治木町木田2240番地48	株式会社プラスアルファ	始良市東餅田3840番地13	内田 順子	令和 5 年 3 月 1 日	児童発達支援・放課後等デ イサービ ス

大隅地域振興局告示第 6 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 5 年 3 月 28 日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デ イサービ スゆっこ っこ	鹿屋市大浦町13956番地	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタマビル	田嶋 羊子	令和 5 年 3 月 1 日	児童発達支援

大隅地域振興局告示第 7 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 5 年 3 月 28 日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デ イサー ビスかがやき	志布志市志布志町志布志一丁目3108番地2	一般社団法人心笑会	曾於郡大崎町菱田3059番地5	川原慎太郎	令和 5 年 3 月 1 日	放課後等 デ イサー ビス

教育委員会規則

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 28 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第 4 号

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則（昭和36年鹿児島県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項の表高校教育課の項の次に次のように加える。

特別支援教育課	特別支援学校係	小中高等学校係
---------	---------	---------

第25条第2項中「次の表の左欄に掲げる課」を「高校教育課」に、「同表の中欄に掲げる室」を「全国高等学校総合文化祭推進室」に、「同表の右欄に掲げる係」を「総務広報係及び部門式典係」に改め、同項の表を削る。

第27条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第29条を次のように改める。

（義務教育課の分掌事務）

第29条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 義務教育についての指導事務に関すること。
- (2) 市町村立の小中学校、義務教育学校及び幼稚園（以下この条において「小中学校等」という。）の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 小中学校等の学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学及び転学等に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) へき地教育の指導に関すること。
- (5) 幼稚園教育の指導に関すること。
- (6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること（義務教育課の所掌に属するものに限る。）。
- (7) 学校職員の研修に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 義務教育に係る教育研究団体に関すること。
- (9) 小中学校等の学校図書館等の運営指導に関すること。
- (10) 就学奨励に係る助成に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (11) 鹿児島県総合教育センターに関すること。
- (12) 鹿児島県教科用図書選定審議会に関すること。
- (13) 義務教育におけるICT活用の推進に関すること。

第30条の次に次の1条を加える。

（特別支援教育課の分掌事務）

第30条の2 特別支援教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 特別支援教育についての指導事務に関すること。
- (2) 県立特別支援学校並びに市町村立の小中学校及び義務教育学校で行う特別支援教育に関するもの（以下この条において「特別支援学校等」という。）の組織編制、教育課程（保健体育課の所掌に属するものを除く。）、学習指導及び進路指導に関すること。
- (3) 県立特別支援学校の生徒指導に関すること。
- (4) 特別支援学校等の学齢児童及び学齢生徒の就学に関すること。
- (5) 県立特別支援学校の幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学等に関すること。
- (6) 県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学者選考に関すること。
- (7) 教科書その他の教材の取扱いに関すること（特別支援教育課の所掌に属するものに限る。）。
- (8) 学校職員の研修に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 特別支援教育に係る教育研究団体に関すること。
- (10) 県立特別支援学校の学校図書館等の運営指導に関すること。
- (11) 就学奨励に係る助成に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 県立特別支援学校の設置及び廃止に関すること。
- (13) 県立特別支援学校の幼稚部の幼児及び高等部の生徒の募集定員に関すること。
- (14) 県立特別支援学校の通学区域の設定及び変更に関すること。
- (15) 鹿児島県いじめ防止等対策委員会に関すること（特別支援教育課の所管する学校に係るものに限る。）。

(16) 県立特別支援学校における I C T の活用のための環境の整備に関すること。

(17) 特別支援教育における I C T 活用の推進に関すること。

第 39 条 第 2 項 の表生徒指導監の項及び学校教育 I C T 推進監の項中「義務教育及び高校教育」を「学校教育」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第 3 号

令和 2 年 3 月 31 日鹿児島県教育委員会告示第 2 号（会計年度任用職員の報酬について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等）の一部を次のように改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 3 月 28 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

1 のアの表教育委員会の部教員業務支援員の項の次に次のように加える。

高校魅力化コーディネーター	1 級	33 号給
---------------	-----	-------

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第 25 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 5 年 3 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P A 大海物語 5 A R B C	株式会社三洋物産	210400
ぱちんこ遊技機	P バイオハザード R E 2 H 1 Y Z 3	株式会社アムテックス	310014
ぱちんこ遊技機	P 大線香花火 X	株式会社 A - g o n	0P0303
ぱちんこ遊技機	P ベルセルク無双～冥府魔道 M 1 2 - Z	株式会社ニューギン	2P1823
ぱちんこ遊技機	P A 真・怪獣王ゴジラ 2 N 2 - K	株式会社ニューギン	210349
ぱちんこ遊技機	e ぱちんこ新必殺仕置人 激闘 K 6	京楽産業、株式会社	3P0061
ぱちんこ遊技機	P ぱちんこウルトラマンティガ K A C J 1	京楽産業、株式会社	210342
回胴式遊技機	L パチスロベルセルク無双 E V	株式会社 E X C I T E	3S0001
回胴式遊技機	S チャブダイ E B 6	ベルコ株式会社	2S1767
回胴式遊技機	S 蛇喰夢子という女 N E	ネット株式会社	2S1871
回胴式遊技機	L ゴブリンスレイヤー R D	株式会社オレンジ	2S1588
回胴式遊技機	L パチスロ乃木坂 4 6 U D	S U N S U N S U N 株式会社	3S0031

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 28 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 5 号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「第1条第2号」を「第1条第3号」に改める。

附則中第5項の前の見出し、同項及び第6項を削り、第7項を第5項とし、第8項から第11項までを2項ずつ繰り上げ、附則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症防疫等作業に係る移行手当）

10 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）を受け入れている病院又はこれに準ずる区域として管理者が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で管理者が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第12条の規定は適用しない。

11 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

(1) 高度な管理を要する患者等の身体に接触して行う作業に従事した場合 4,000円

(2) 前号以外の患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合 3,000円

(3) 患者等の身体に接触しない作業に従事した場合 2,000円

別表第7ウの表県立北薩病院の項を削る。

別表第7エの表県民健康プラザ鹿屋医療センターの項中

総看護師長	を	総看護師長 臨床検査技師長	に
-------	---	------------------	---

改め、同表県立北薩病院の項中 「総看護師長」 を

総看護師長 薬局長	に改める。
--------------	-------

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行し、改正後の鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程附則の規定は同年2月1日から適用する。